

事務連絡  
令和7年4月14日

介護支援専門員 様

度会広域連合

令和7年度 認定調査員新規研修会の開催について

平素は要介護認定業務等にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

見出しの件につきまして、県庁より添付のとおり案内がありました。

受験希望者は各自で研修を実施し、受講完了者は別紙2をご記入いただき、度会広域連合まで報告くださいますようお願いいたします。

なお、県庁への提出の都合上、令和7年5月15日(木)までにご報告ください。

また、管内で生活をされている管外（伊勢市や松阪市など）の被保険者に関する認定調査について、管外の保険者様には認定調査の委託先として管内事業所様をご案内させていただいております。新たに認定調査員となられた方につきまして、認定調査受託可能な場合は別紙3にてご回答くださいますようお願いいたします。

度会広域連合 山本

TEL : 0596-62-2300

FAX : 0596-63-0200

Mail:watakou02@w-kouiki.jp



事 務 連 絡  
令 和 7 年 4 月 3 日

各市町・広域連合  
介護保険（要介護認定）担当課長 様

三重県医療保健部長寿介護課長

### 令和7年度認定調査員新規研修会の再度のご案内

平素は本県の介護保険行政に関してご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和7年2月25日事務連絡にて通知しました標記の研修について、令和6年度厚生労働省要介護認定適正化事業が昨年度末（令和7年3月31日）に終了したことに伴い、下記のとおり一部内容を変更して開催します。

お手数をおかけしますが、関係者様にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、標記の研修について、昨年度末までに受講された方は再受講する必要がない旨、念のため申し添えます。

#### 記

#### 1 研修方法

別添1「令和7年度認定調査員新規研修会開催要領」のとおり

- (1) 要介護認定等に関する基本的な考え方について  
三重県医療保健部長寿介護課が web 上で公開している動画教材「要介護認定の基本的な考え方」の視聴（1時間10分）  
(<https://www.pref.mie.lg.jp/MOVIE/v1003200005.htm>)
- (2) 認定調査の実施方法等について（以下動画教材を全て視聴）
  - ①認定調査の基本的な考え方（1）（8分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=nPr0pKsM-GA>)
  - ②認定調査の基本的な考え方（2）（12分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=h1h08genjrc>)
  - ③介護認定審査会の特記事項の書き方（20分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=xedZt7HDe0U>)
  - ④能力で評価する調査項目（9分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=W4Q1Pz6-ckA>)
  - ⑤介助の方法で評価する調査項目（15分）  
([https://www.youtube.com/watch?v=5zt03T\\_ge90](https://www.youtube.com/watch?v=5zt03T_ge90))
  - ⑥有無で評価する調査項目（9分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=svvs3W0g0SU>)
  - ⑦一次判定ソフトの役割と仕組み（12分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=F3AYFYdpv2U>)
- (3) 事例検討について  
動画教材「要介護認定審査会教材 事例2」の視聴（1時間18分）  
(<https://www.youtube.com/watch?v=waIApZqEmIU&t=181s>)

#### (4) 修了テストの受講

三重県医療保健部長寿介護課が web 上で公開している「三重県認定調査員新規研修テスト」の受講 (<https://logoform.jp/form/8vMX/986590>)

## 2 対象者

- ・各保険者等の新規担当職員・新規嘱託職員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）介護支援専門員であって介護保険法施行規則第 40 条第 5 項の要件を満たす者
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（「要介護認定等の実施について」（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号、厚生労働省老健局長通知）に規定されるものに限る。）
- ・各保険者等担当職員

## 3 内容

- (1) 要介護認定の基本的な考え方について
- (2) 認定調査の実施及び留意点について
- (3) 介護認定審査会における認定調査の役割について

## 4 研修の流れと手続きについて

- (1) 受験者は、1. (1) ~ (4) の全てを受講のうえ、管轄の市町・広域連合に受講完了報告をしてください。
- (2) 市町・広域連合は、受講者を「令和 7 年度要介護認定調査員研修修了者登録証発行申込書」（別添 2）※にとりまとめのうえ、県長寿介護課に提出してください。
- (3) 県長寿介護課で受講者のテストの点数を採点し、合格点（20 問中 15 問以上正解）に達した受講者（不要な方を除く）に対して要介護認定調査員研修修了者登録証（以下「登録証」という。）を発行します。
- (4) 登録証は県長寿介護課から受講者を取りまとめた各市町・広域連合あて送付し、市町・広域連合を通じて受講者あて配布します。  
なお、登録証の発行については、市町・広域連合からの受講報告があった順番で随時発行する予定としています。

※（別添 2）は、一括ではなく複数回に分けて（受講完了報告がある度に）提出していただいて構いません。

## 5 受講期限・提出期限について

受講期限： 令和 7 年 5 月 9 日（金）

申込書提出期限： 令和 7 年 5 月 16 日（金）必着

## 6 その他

研修修了者の一覧を各市町・広域連合に情報提供します。なお、一覧に掲載する内容は次のとおりとします。

- ・「修了者の『勤務先等の名称及び所在地』、『介護支援専門員資格の有無』、『申込市町名』」（氏名・生年月日・介護支援専門員番号は記載しません）

<事務担当>

〒514-8570 津市広明町 13 番地

長寿介護課

地域包括ケア推進班 酒徳、新山

T E L : 059-224-3327

F A X : 059-224-2919

E-mail : [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)

## 令和7年度認定調査員新規研修会開催要領

## 1 目的

認定調査に従事する者又は従事する予定の者が要介護（要支援）認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施できるよう、認定調査票の基本調査項目の適切な選択肢の選び方や適切な特記事項の書き方を習得すること等を目的とする。

## 2 受講対象者

原則、認定調査を実施したことがない者で、今後、認定調査に従事する者または従事する予定の以下の者

- ・各保険者等の新規担当職員・新規嘱託職員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）介護支援専門員であって介護保険法施行規則第40条第5項の要件を満たす者
- ・各保険者等が調査委託を行う（予定を含む）指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者（「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号、厚生労働省老健局長通知）に規定されるものに限る。）
- ・各保険者等担当職員

## 3 研修内容

●は動画教材視聴による学習項目

方式	動画教材の視聴および三重県医療保健部長寿介護課 web 上で公開している問題集による習熟度チェック
講師	—
内容	<p>（1）要介護認定の基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「認定調査の基本的な考え方」（三重県医療保健部 長寿介護課）講義動画（1時間10分）</li> </ul> <p>（2）認定調査の実施方法等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「認定調査の基本的な考え方（1）」解説動画（8分）</li> <li>● 「認定調査の基本的な考え方（2）」解説動画（12分）</li> <li>● 「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（20分）</li> <li>● 「能力で評価する調査項目」解説動画（9分）</li> <li>● 「介助の方法で評価する調査項目」解説動画（15分）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「有無で評価する調査項目」解説動画（9分）</li> <li>● 「一次判定ソフトの役割と仕組み」解説動画（12分）</li> </ul> <p>（3）事例検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「介護認定審査会事例」解説動画（要介護認定審査会教材 事例2） （1時間18分）</li> </ul>
その他	<p>（4）習熟度チェックテスト</p> <p>三重県医療保健部 長寿介護課が web 上で公開している「三重県認定調査員新規研修テスト」を受講する。</p>

#### 4 三重県医療保健部長寿介護課公開教材による学習方法

各受講者は、パソコン又はスマートフォン等のタブレット端末により、三重県医療保健部長寿介護課が web 上で公開している「三重県認定調査員新規研修テスト」を受講する。

# 令和7年度認定調査員研修修了証発行申込書

保険者等名称 ( ) 担当者名 ( ) 連絡先 ( )

No.	氏名	生年月日	職種又は職名	勤務先または所属	介護支援専門員登録No.	勤務先等の所在地 (市町名のみ)	修了証発行	研修完了後の 情報提供一覧 への掲載	備考欄
記載例	苗字 名前	R7.1.1	介護福祉士	〇〇調査センター		津市	要	要	【備考】介護福祉士の実務経験5年以上。施行規則第113条の2第1号に規定されるもの。
1							要	要・不要	
2							要	要・不要	
3							要	要・不要	
4							要	要・不要	
5							要	要・不要	
6							要	要・不要	
7							要	要・不要	
8							要	要・不要	
9							要	要・不要	
10							要	要・不要	

【留意事項】

- ・今回の研修会は、初めて認定調査員となる方を対象としています。すでに「認定調査員研修修了者登録証」をお持ちの方は、対象外となります。
- ・修了者の「勤務先等の名称及び所在地」、「介護支援専門員資格の有無」、「申込市町名」を掲載した一覧表を研修会終了後に各市町・広域連合あて提供します。なお、一覧表への掲載が必要ない場合は「不要」と入力してください。
- ・列が足りない場合は、列を増やしてください。(シートは分けしないでください。)

度会広域連合 山本

FAX : 0596-63-0200

MAIL : watakou02@w-kouiki.jp

事業所名 \_\_\_\_\_

管外の被保険者に関する訪問調査について、

受託します



調査実施者名	調査担当可能な地域

\* 名簿には事業所名しか掲載しません。